

## 技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和6年5月7日

岡山県知事 伊原木 隆太

### 1 技術提案に付する事項

- (1) 業 務 名  
大規模災害時における市町村防災体制強化支援業務
- (2) 業務内容  
別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所  
岡山県危機管理課が指定する場所
- (5) 委託金額（見積上限額）  
1, 525, 000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格（以下、「技術提案参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 過去5年間において、市町村受援計画の策定又は改定に係る支援業務を受託し、全て誠実に履行した実績を有していること。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県危機管理課

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話：(086) 226-7293

FAX：(086) 225-4559

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 技術提案参加手続等

(1) 仕様書及び技術提案参加表明書(様式第1号)等の配布期間並びに場所

①配布期間

令和6年5月7日(火)から令和6年5月28日(火)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

②配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県危機管理課のホームページからダウンロードできる。

(2) 技術提案参加表明書の提出期間、場所及び方法

①提出期間

令和6年5月7日(火)から令和6年5月28日(火)(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

②提出場所

上記3の場所に同じ。

③提出方法

持参又は郵送等(書留郵便等その他これに準ずる方法によるものとし、①の提出期間までに必着のこと。)

(3) 技術提案参加資格要件の審査

①審査結果の通知

技術提案参加表明書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対しては、その旨を令和6年5月31日(金)までに書面により通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

②技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和6年6月3日(月)までに下記(4)③の宛先にFAXする方法により、説明を求める書面を提出することができる。なお、送信後は、電話で着信を確認すること。

(4) 仕様書等に対する質問の受付

①受付期間

令和6年5月7日(火)から令和6年5月28日(火)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

②質問方法

仕様書等に対する質問・回答書(様式第3号)をFAXすること。

なお、送信後は、電話で着信を確認すること。また、電話又は口頭による質疑には応じない。

③宛先

岡山県危機管理課

F A X : ( 0 8 6 ) 2 2 5 - 4 5 5 9

④その他

技術提案実施後、仕様等についての不知及び不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 技術提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年6月13日(木)午後5時(必着)

(2) 提出場所

上記3の場所に同じ。

(3) 提出書類、提出部数及び留意事項

提出書類	提出部数	留意事項
技術提案書(様式第2号)	6部 (正本1部、 副本5部)	・別添「技術提案書作成要領」により作成すること。
見積書(任意様式)	1部 (正本1部)	・項目別に算出内訳等を明記した見積書とすること。 ・見積書には、商号又は名称、代表者職氏名を明記の上、代表者印を押印すること。
参考資料 ・会社概要(パンフレット等) ・実績に記載する業務について、その内容が判断できる資料(特記仕様書等の写し)	1部 (正本1部)	

(4) 提出方法

持参又は郵便等(書留郵便その他これに準ずる方法によるものものとし、(1)の提出期限までに必着のこと。)

7 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 委託予定者の決定方法

後日プレゼンテーションを実施し、提案内容と見積額に基づき、総合的に判断して委託予定者を決定する。プレゼンテーションの詳細については、別途連絡する。

①開催日時(予定)

令和6年6月21日(金)午後

②開催場所

上記3の場所と同一の建物内又は近隣の場所。なお、プレゼンテーションはWeb会議システム(Zoom)により実施する場合がある。

③プレゼンテーション時間

1 団体当たり数十分程度

(3) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(4) その他

- ①技術提案書の提出者が委託予定者が決定される日までに上記2の技術提案参加資格を満たさなくなった場合、技術提案書に記載された見積金額が上記1（5）委託金額（見積上限額）を超える場合又は提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- ②提出後における技術提案参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- ③技術提案参加表明書、技術提案書の作成及び提出（プレゼンテーションを含む。）に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- ④提出された書類は返却しない。
- ⑤技術提案書等に記載された個人情報、委託予定者の決定、審査その他の手続きを実施する目的以外に、参加者に無断で使用することはない。
- ⑥技術提案書に記載した配置予定業務責任者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できないものとする。やむを得ず変更する場合は、前任者と同等以上の技術を有する者を配置し、理由を記した変更届けを提出すること。
- ⑦委託予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものと見なす。
- ⑧本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。